

報道資料



平成30年11月7日
産業振興総合センター
商業・サービス産業課
担当 西・三輪
ダイヤル 0742-31-9084

「奈良墨」が国の伝統的工芸品に指定されました

平成30年11月7日、奈良県の「奈良墨」が、経済産業大臣から国の伝統的工芸品指定を受けました。奈良県の伝統的工芸品が国の指定を受けるのは、昭和50年の「高山茶釜」、昭和52年の「奈良筆」に次いで、3品目となります。

*「奈良墨」とは

奈良墨は、奈良県奈良市において生産されている墨です。明日香の地で始まったとされ、都が京都へ移ってから奈良には多くの寺社があることから、写経や学問に必要な墨の工房は奈良に留まりました。奈良県奈良市にある興福寺二諦坊の燈明の煤を集めて作ったとされている油煙墨が、良質な「奈良墨」として名声を得て以降、現在まで長い伝統を保持しています。

*申出団体について

奈良製墨組合（理事長 綿谷昌訓）が平成30年6月に経済産業大臣に、指定の申出を行いました。同組合は、平成23年4月1日に62年間にわたり活動を続けた「奈良製墨協同組合」の発展的組織変更を行い、11業者により設立されました。



※事務局

株式会社呉竹 総務部内 電話 0742-50-2052, FAX0742-50-2072
(電話受付時間：月～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時)
HP <http://www.sumi-nara.or.jp/index1.html>

【参 考】

伝統的工芸品産業の振興により、国民生活に豊かさと潤いを与えるとともに、伝統的技術・技法の伝承や地域の経済発展・雇用の創出に寄与することを目的とした法律です。同法律に基づいて指定する伝統的工芸品は、同法律に基づく各種振興施策の対象となります。

※5つの要件（(1)日用品であること、(2)手工業的であること、(3)伝統的な(100年以上)技術・技法であること、(4)伝統的に使用された原材料であること、(5)一定の地域で産地形成がなされていること）を満たすことが必要です。